

2 - 5 周辺地盤等調査

1 目的

周辺地盤等調査（以下「調査」という。）は、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）の予備調査であり、応急危険度判定で建築物の敷地や周辺地盤等の危険が確認された場合に、応急危険度判定士が実施します。調査結果を宅地判定実施本部に情報提供することにより、宅地判定の迅速かつ的確な実施が図られることを目的とします。

なお、宅地判定は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災市町村が主体となって被災宅地危険度判定士が実施します。名前は似ていますが、応急危険度判定とは別の制度です。

2 適用範囲

本調査は、応急危険度判定を実施した建築物の宅地のうち、危険性が確認された宅地に適用されます。建築物の構造種別や規模等には関わらずに、一律の調査方法で実施し、調査対象は「擁壁、宅盤、のり面（切り土、盛り土、自然斜面）」となります。

なお、過去の地震災害における宅地被害は、下記①～⑥の箇所において大きな被害が発生していることから、調査を行う際は特に留意する必要があります。

①現地盤が軟弱である箇所	④盛り土、切り土、のり面
②造成中又は造成後間もない盛土箇所	⑤旧谷部、旧池部等の盛土箇所
③切り土と盛土の境界部	⑥既存不適格擁壁

3 調査

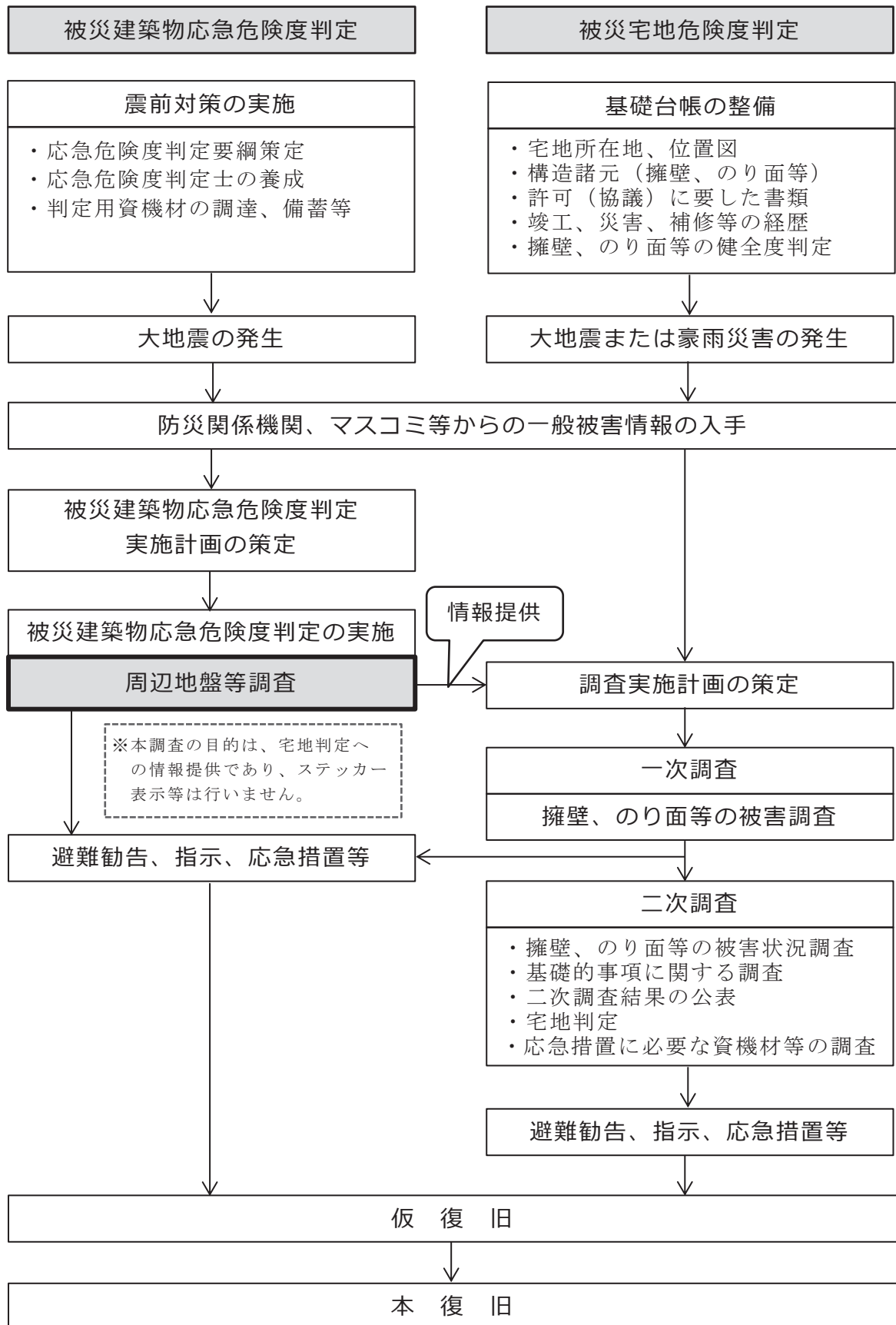
①調査準備	当調査は、応急危険度判定士が行う参考調査であり、実施本部で「地盤等調査表」を準備して、応急危険度判定士に配付する。
②調査対象	<p>応急危険度判定で敷地や周辺地盤等の危険があった場合（※1）に実施し、宅地判定の調査対象（※2）を参考にして調査対象を決定する。</p> <p>※1 「調査1 一見して危険」の「4. その他（地盤の被害）」と判定された場合、「調査2 隣接建築物・周辺地盤等」で「2. 不明確（Bランク）」または「3. 危険（Cランク）」と判定された場合</p> <p>※2 「住居である建築物の宅地」、「実施本部長が判定の必要を認める建築物等の敷地」、またはこの2つに被害を及ぼすおそれのある土地</p>
③調査方法	<p>「地盤等調査表」を用いた目視調査を行い、クラック幅等は可能な範囲で計測する。あくまで参考調査なので、あまり時間をかけずに出来る範囲で行う。なお、一見して危険と判定される場合は、即調査を終了し、コメント欄にその理由を記入する。</p> <p>※判定士の安全第一とし、危険な建築物や場所には近づかないこと。</p>
④調査結果	<p>応急危険度判定の実施本部を通じて、宅地判定実施本部に「地盤等調査表」が提供され、その情報が宅地判定の実施計画の策定や実際の判定活動に活用される。</p>



【写真】一見して危険と判定される宅地

4 周辺地盤等調査の位置づけ

周辺地盤等調査は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定のフローにおいて、下記のように位置付けられています。



5 地盤等調査を実施する判断基準

本調査は、応急危険度判定調査表において、下記いずれかに該当する場合に実施します。

- 「調査1 一見して危険」において「4. その他(地盤の被害により一見して危険)と判定された場合
- 「調査2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」において「2. 不明確(Bランク)」または「3. 危険(Cランク)」と判定された場合

(※参考に木造建築物の調査票を示していますが、全ての構造で共通です)

木造建築物の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

木

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 調査回数 _____ 回目 整理番号 _____

調査者氏名(都道府県/No) _____ (_____ / _____)
 _____ (_____ / _____)

建築物概要

1 建築物名称 _____ 1.1 建築物番号 _____ 建築物番号 _____

2 建築物所在地 _____ 2.1 住宅地図整理番号 _____ 住宅地図整理番号 _____

3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他() 3 _____

4 構造形式 1.在来(軸組)構法 2.枠組(壁)工法(ツーバイフォー) 3.プレファブ 4.その他() 4 _____

5 階数 1.平屋 2.2階建て 3.その他() 5 _____ 階

6 建築物規模 1階寸法 約ア _____ m×イ _____ m 6 _____ m

調査 調査方法：(1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ	1	4
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他 地盤の被害により一見して危険		

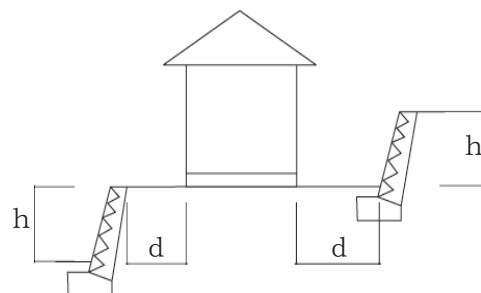
2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク	
① 隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1.危険無し	2.不明確	3.危険あり	① 3
② 構造躯体の不同沈下	1.無し又は軽微	2.著しい床、屋根の落ち込み、浮き上がり	3.小屋組の破壊、床全体の沈下	② _____
③ 基礎の被害	1.無被害	2.部分的	3.著しい(破壊あり)	③ _____
④ 建築物の1階の傾斜	1.1/60以下	2.1/60~1/20	3.1/20超	④ _____
⑤ 壁の被害	1.軽微なひび割れ	2.大きな亀裂、剝落	3.落下の危険有り	⑤ _____
⑥ 腐食・蟻害の有無	1.ほとんど無し	2.一部の断面欠損	3.著しい断面欠損	⑥ _____
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合(要内観調査)	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合	判定 _____

【参 考】

擁壁の高さ、擁壁と建物の距離の取り方

- ① 擁壁の高さ：h
(h = 宅地内で擁壁の最も高い箇所の高さ)
- ② 擁壁と建物の距離：d
(d = 宅地内で擁壁と最も近い箇所の距離)



周辺地盤等調査とは

①被災建築物応急危険度判定の実施



敷地や周辺地盤等の危険があった場合

- ①地盤被害で一見して危険
- ②地盤被害で危険あり

②周辺地盤等調査を実施（参考調査）



被災宅地危険度判定に
宅地の被害情報を提供

③被災宅地危険度判定の実施

提供された情報を利用して
被災宅地危険度判定士が実施

危険度判定の位置づけ

- 国・県・市町村・民間建築団体 等で、
様々な建築物の地震対策が進められている。

建築物の地震対策	
地震前 【安全対策】	耐震診断、耐震改修 等
地震発生直後 【安全確保】	被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定 等
地震後 【復旧】	住家被害認定調査(り災証明) 被災度区分判定 等

※建築物の総合的な地震対策の一環として、
地震発生直後に行われる重要な活動

周辺地盤等調査の適用範囲

- 応急危険度判定を実施した建築物のうち、被害があった宅地を対象に実施
→ 建築物の構造種別、規模等は問わない

具体的には

- 地盤被害で、一見して危険の場合
- 地盤被害で、危険ありの場合

- 調査対象は、擁壁、宅盤、法面など

地盤等調査表

地盤等調査表

整理番号 _____

※ 本調査表は、<建築物の応急危険度判定調査>において次のいずれかに該当する場合のみ使用します。
 ○「1-4その他」において「地盤の被害により一見して危険と判断される場合」に該当する場合
 ○「2-①隣接建築物・周辺地盤の被害による危険」において「2.不明確」又は「3.危険あり」に該当する場合

1 擁壁の状況

0. 擁壁無し	1. 煉積擁壁 ア 擁壁の高さ _____ m	2. コンクリート擁壁 イ 建築物との距離 _____ m	ア _____ m イ _____ m
①クラック幅	1. 2mm未満	2. 2mm以上	① _____
②不同沈下	1. 無し又は軽微	2. 著しい沈下・全体の沈下	② _____
③傾斜・倒壊	1. 無し又は軽微	2. 全面地盤に対し垂直以上の傾斜・倒壊	③ _____
④煉積擁壁の崩壊・崩落	1. 無し又は軽微なずれ	2. 部分崩壊又は全崩壊	④ _____

1 ページ

2 宅盤の状況

①クラック幅	1. 3cm以下、かつ単数	2. 3cm以上又は複数	① _____
②沈下	1. 20cm未満、かつ面積の10%未満	2. 20cm以上、又は面積の10%以上	② _____
③隆起	1. 10cm未満、かつ面積の10%未満	2. 10cm以上、又は面積の10%以上	③ _____

3 法面の状況

0. 法面無し	1. 法面有り	被害無し・小被害	中・大被害
---------	---------	----------	-------

地盤等調査の結果
(宅地被害の情報)



被災宅地危険度判定
実施本部へ
情報提供
(ステッカーは貼らない)

この調査は、
参考調査なので
時間をかけずに行う